

工場ニ於テ第一項ノ報告ヲ急リタル時ハ
 日給ノ四日分ヲ支給セラレタシ
 第二項ノ職工ヲ解雇セントスル時ハ日収ヲ
 標準トシテ前第一項ノ解雇手当ヲ
 支給セラレタシ
 解雇ノ場合ハ現在ノ日給ニ基キ支給
 セラレタシ
 自今現在ノ日給ヲ概トセザレト
 大正十一年三月一日
 三菱労働黨 大改造船労働組合

時秋第一八七號

大正十一年二月十日

大阪府知事 池松 晴 和

同務大臣 床次竹二郎殿
 農商務省 工務局長殿
 警視總監 並 京都兵衛所長 知事殿
 大阪地方裁判所 検察正殿

小野鐵工造船所ニ於テ
 労働契約ニ関スル件 (第一報)

前日、約ニ従ヒ此レ日午後三時三十分
 ヲリ全一時四十分ニ至ル労働双方會見
 ヲ了シタルカ其席上工場主ハ既報ノ如
 ク解雇ノ商業不振ヲ理由ニ要求シ全
 然無下ノ尚鎖打職工(約三千名)ハ請
 負制度ナレハ解雇手當ヲ支給スル

日之記